環保環審第247号平成17年2月1日

# 審 査 書

光洲エコファクトリー横浜ベイに係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する 横浜市環境影響評価条例第 23 条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のと おりである。

横浜市長 中 田 宏

# 第1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称:有限会社光洲産業

代表者:代表取締役 光田 栄吉

所在地:川崎市高津区久地 548 番地

2 対象事業の名称及び種類

名 称:光洲エコファクトリー横浜ベイ

種 類:廃棄物処理施設の建設(第1分類事業)

3 事業実施区域

横浜市神奈川区恵比須町5番12

#### 第2 審査意見

1 全般的事項

光洲エコファクトリー横浜ベイ(以下「本事業」という。)は、有限会社光洲産業(以下「事業者」という。)が横浜市神奈川区恵比須町5番 12(以下「事業実施区域」という。)に、産業廃棄物中間処理施設を建設するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

本事業は、主に建設現場から発生するすべての廃棄物に適正な処理を施し、より多くの再資源化・燃料化及び減容・減量化を推し進めることにより、埋立廃棄物の削減

と適正処理を両立しようとするものである。

本事業は、百貨店流通センターとして使用されていた既存の建物を一部増改築し、 産業廃棄物の中間処理施設として使用する計画であり、事業実施区域の敷地面積は 13,741m<sup>2</sup>、建築面積の合計は7,507m<sup>2</sup>(増築809m<sup>2</sup>、既存6,698m<sup>2</sup>)で、設置す る主な施設は建設系混合廃棄物選別施設、木くず破砕処理施設、がれき類破砕施設、 廃棄物固形燃料化処理施設、建設汚泥脱水処理施設等としている。本事業による生活 雑排水及び建設汚泥脱水処理施設のプロセス排水は、処理した後に恵比須運河に放流 する計画である。

事業実施区域は、都市計画で定められた工業専用地域、臨港地区の工業港区にあり、 北側は恵比須運河、南側及び東側は工場や運輸施設、西側は農林水産省の食糧倉庫と なっている。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域の特性を考慮し、評価書に記載された 事項に加え、以下に示す事項について配慮することが重要である。

#### 2 個別的事項

#### (1)環境影響評価項目について

### イ 存在及び供用時

# (ア)大気汚染

廃棄物の受入・選別場所におけるミスト噴霧装置の粉じん飛散防止効果を把握するため、粒径ごとの除じん効率を調査し、必要に応じ適切な粉じん対策を講ずること。

# (イ)水質汚濁

排水処理設備及び合併浄化槽の排水について、全窒素・全燐含有量を調査し、 必要に応じ富栄養化原因物質の負荷の低減を図ること。